

新宿区国土強靱化地域計画

令和3年3月

新宿区

【目次】

第1章 国土強靱化地域計画策定の趣旨

1 国土強靱化の概要	1
2 国土強靱化地域計画策定の目的	1
3 地域計画の位置付け	2

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 目標・方針の策定プロセス	3
2 強靱化の目標	3
3 リスクシナリオの検討	5
4 脆弱性評価の実施手順と強靱化の推進方針	7

第3章 計画の推進

1 計画の推進	8
2 計画の見直し	8
3 取組の進捗管理と重点化及び推進上の留意点等	8

◆脆弱性評価結果及び強靱化の推進方針	9
--------------------	---

◆参考資料 用語集	53
-----------	----

(別紙) 推進事業一覧

第1章 国土強靱化地域計画策定の趣旨

1 国土強靱化の概要

平成 25 年 12 月 11 日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が制定・公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

国は、この基本法第 10 条に基づき、平成 26 年 6 月に国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定するとともに、「国土強靱化アクションプラン」を策定し、政府一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととした。その後、平成 30 年 12 月に基本計画の見直しが行われ、重点的に取り組むべきプログラムについて現在対策が推進されている。

<国土強靱化の理念>

いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

2 国土強靱化地域計画策定の目的

基本法第 13 条では、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該区域における国土強靱化に関する施策の基本的な計画として、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を定めることができると規定している。

地域計画は、どのような自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくるための計画である。

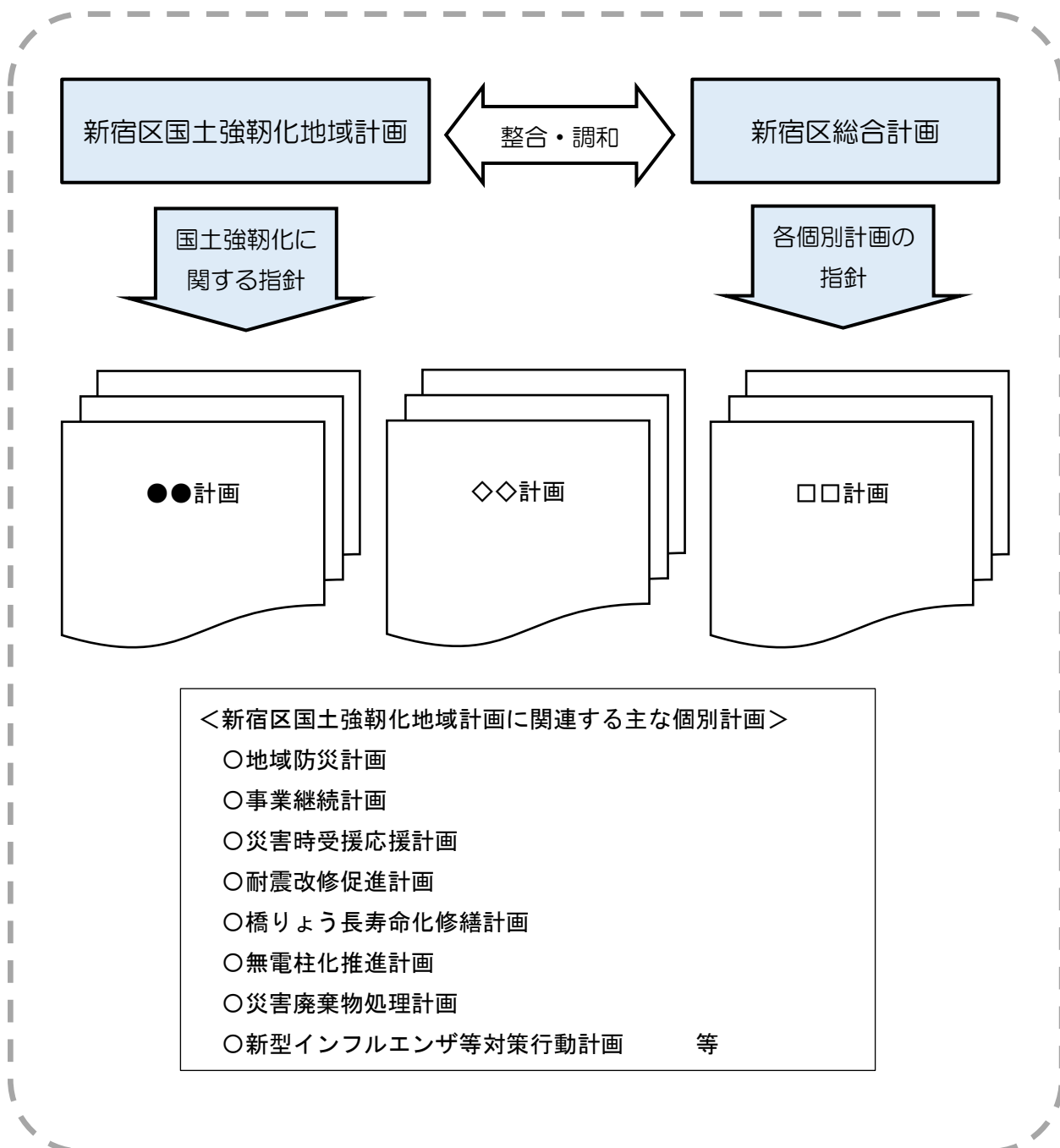
本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、国及び東京都の国土強靱化施策との調和を図りながら、区における国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。

3 地域計画の位置付け

区ではこれまで、「新宿区総合計画(以下「総合計画」という。)」の下、「新宿区地域防災計画(以下「防災計画」という。)」をはじめとする各個別計画に基づき、地震災害、風水害等に対する防災・減災対策を推進してきた。

この度、国の国土強靱化に関する方針を受け、激甚化する大規模自然災害等への備えとして区が実施しているハード・ソフト両面における事前防災・減災及び迅速な復旧復興等に資する施策の総合的な推進方針を地域計画として策定することとした。

本計画は、区における国土強靱化に関し、総合計画との整合を図りながら、防災計画をはじめとする各個別計画の指針とするものである。



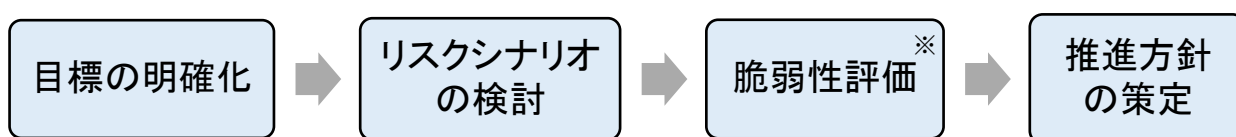
第2章 強靱化の基本的な考え方

1 目標・方針の策定プロセス

本計画で定める強靱化の目標・方針は、以下のプロセスで検討した。

なお、策定にあたっては、「新宿区防災会議」の委員から意見を伺った。

- ① 強靱化の実現に向け、目指すべき目標(4つの基本目標、8つの推進目標)を明確化
- ② 目標に対するリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の検討・設定
- ③ 現行施策の課題や対応力等について分析・評価(脆弱性評価)
- ④ 脆弱性評価をもとに対処方策を検討し、目標を達成するための推進方針を策定



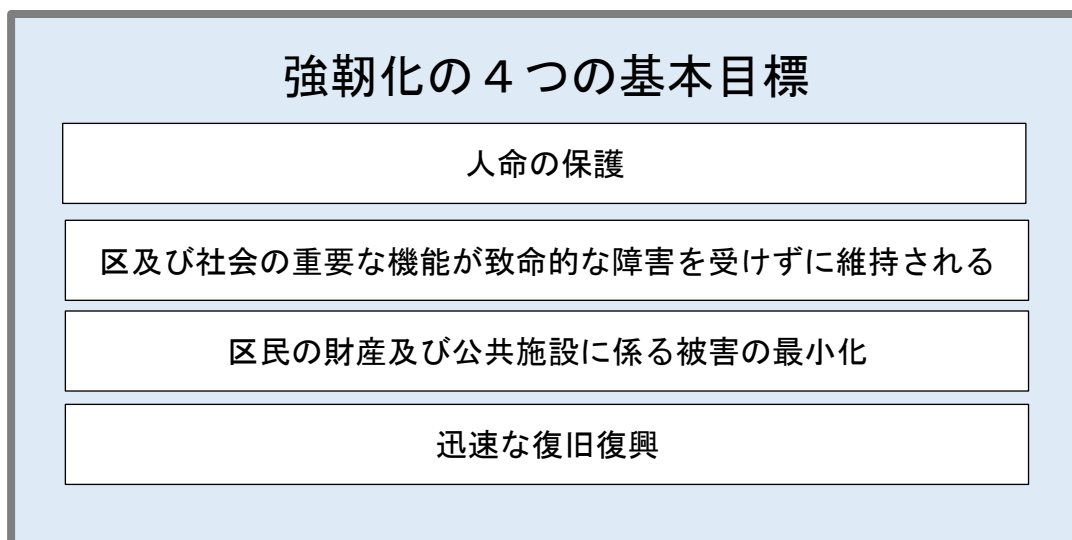
※「脆弱性評価」とは

推進方針の策定にあたり、地域の弱点を洗い出し、現状の施策のどこに問題があるかを知り、重要性や優先度を検討したうえで、これから何をすべきか整理するプロセス。

2 強靱化の目標

(1) 新宿区の強靱化を進める上での4つの基本目標

新宿区は、34万を超える人々の生活の場であり、また3万3千を超える事業所の活動拠点であるとともに、首都東京のシンボルである都庁を中心とする高層ビル群や世界有数の繁華街である歌舞伎町を有する大都市である。地震等による災害によって新宿区が被害を受ければ、その影響は国内だけに止まらず、また政治・経済・文化等あらゆる分野に及ぶと考えられる。そのような新宿区の地域特性やリスク等を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定した。



(2) 強靱化における8つの推進目標と想定する災害

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として次の8つの推進目標を設定した。

区民の生活・経済に影響を及ぼす災害としては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることや、近年地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨が増加傾向にあるなど、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすリスクが高い。そのため、本計画で設定する目標は、大規模自然災害を想定した目標とする。

<8つの推進目標>

- 推進目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 推進目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 推進目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 推進目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 推進目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- 推進目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 推進目標7 制御不能な二次災害を発生させない
- 推進目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する

3 リスクシナリオの検討

脆弱性の評価に先立ち、第2章の2「強靱化の目標」において設定した4つの基本目標及び8つの推進目標に基づき、目標達成の妨げとなる事態として「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を以下のとおり25設定した。（リスクシナリオごとの脆弱性の評価結果は、10ページ以降に掲載）

推進目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		掲載頁
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	(1)	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	P10
		(2)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	P12
		(3)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	P12
		(4)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	P14
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	(1)	被災地での食料・飲料水・生活物資等の供給不足	P16
		(2)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	P18
		(3)	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	P20
		(4)	医療施設の被災、備品・関係者の絶対的不足及び支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	P22
		(5)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	P24
		(6)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理等による多数の被災者の健康状態の悪化	P26
		(7)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	P26
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	(1)	被災等による治安の悪化	P28
		(2)	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	P30
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	(1)	大規模自然災害等発生後に必要な情報が伝達されない	P32

推進目標		リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		掲載頁
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	(1)	経済活動（サプライチェーンを含む）への甚大な影響の発生	P34
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	(1)	電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止	P36
		(2)	地域交通ネットワークが分断する事態	P38
7	制御不能な二次災害を発生させない	(1)	大規模火災の発生	P40
		(2)	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	P42
		(3)	風評被害等による区政等への甚大な影響	P42
		(4)	住宅供給困難な状態が継続することによる長期にわたる避難所生活	P44
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する	(1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	P46
		(2)	人材（専門家、コーディネーター、労働者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅れ	P46
		(3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	P48
		(4)	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	P50

4 脆弱性評価の実施手順と強靱化の推進方針

まず、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために既に取り組んでいる施策を整理した上で、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

次に、脆弱性の評価結果を踏まえ、それぞれの脆弱性に対応した方策を、8つの推進目標を達成するための推進方針として「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに取りまとめた。推進方針の策定にあたっては、基本的な考え方として次の2点に留意した。

(1) ハード対策とソフト対策の組み合わせ

国土強靱化の理念である人命の保護等のためには、施設の整備・耐震化等の「ハード対策」のみではなく、訓練・防災教育等の「ソフト対策」についても、災害リスクや地域の状況に応じ、適切に組み合わせることで効果的に推進することが重要である。

(2) 「自助」「共助」「公助」の組み合わせ

国土強靱化においては、行政機関のみならず、地域における民間事業者や住民一人一人が、自らの身は自らが守り、お互い助け合いながら地域でできることを考え、主体的に行動し、「自助」「共助」を実践することが重要となる。行政は、「公助」の取組として、国土強靱化が正しく理解されるよう努めるとともに、ハード面の整備や、「自助」「共助」と連携・協力しながら、ソフト面の強靱化を推進していく。

10 ページ以降に「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」ごとに脆弱性評価を行った結果とそれに対応する強靱化の推進方針を記載した。

【10 ページ以降の表の見方】

推進目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ 1-(1)

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

脆弱性評価結果

<p>①建築物等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内には、耐震性が不足する建築物や古い石積みなどの擁壁が依然として多く残っている。建築物等の倒壊による死傷者及び火災の発生防止対策を推進するためには、建築物や擁壁等の耐震化の必要性を啓発するとともに、支援制度の周知・利用促進を図り、建築物等の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。 <p>②マンションの耐震化・管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内のマンションは、新耐震基準施行前の昭和56（1981）年以前に建設されたマンションが多く、耐震性や構造上の劣化などによる影響も大きく、空室率も高くなる。このため、修繕・建替えに際しては、耐震性の向上を図る必要がある。 <p>③木造住宅密集地の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内において、この地域の改修・建替えや耐震化の支援を円滑に進める必要がある。 <p>④道路・公園擁壁の安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・公園擁壁について、定期的な点検調査をしながら、必要に応じて補修・補強を行い、安全性を確保していく。 <p>⑤アスベスト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付アスベスト有りと判明した建築物や、吹付アスベストの有無が不明の建築物については、継続して含有調査や除去等工事の実施を促す必要がある。 <p>⑥家具類転倒防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の被害想定では、屋内収容物による死傷者が多数発生すると想定されており、こうした被害をなくすためには、家具類の固定等の転倒・落下・移動防止等の備えを講じる必要がある。 <p>⑦防災意識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都直下地震発生切迫性が指摘され、地域の防災力向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっていることから、区民の防災意識を高揚させるための取組の強化とともに、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動への参加を促す必要がある。 <p>⑧消防水利の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。
--

脆弱性評価結果
現状に対する弱みや課題等を記載

推進目標

リスクシナリオ

（起きてはならない最悪の事態）

強靱化の推進方針

<p>①建築物等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新宿区耐震改修促進計画に基づき、住宅、特定建築物、緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震化の必要性の啓発や、耐震診断・耐震改修工事等の支援制度の周知・利用促進により耐震化を促進する。擁壁等については、改修に係る工事費助成やコンサルタント派遣など、支援制度の周知啓発を図ることにより、建築敷地の耐震化を促進していく。また、エレベーターの閉じ込め防止やブロック塀の倒壊防止等の関連施策を推進していく。 災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、密集市街地総合防災事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等（国の交付金・補助事業）を推進していく。 <p>②マンションの耐震化・管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内のマンションは、新耐震基準施行前の昭和56（1981）年以前に建設されたマンションが多く、耐震性や構造上の劣化などによる影響も大きく、空室率も高くなる。このため、修繕・建替えに際しては、耐震性の向上を図る必要がある。 <p>③木造住宅密集地の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内において、この地域の改修・建替えや耐震化の支援を円滑に進める必要がある。 <p>④道路・公園擁壁の安全性</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路・公園擁壁について、定期的な点検調査をしながら、必要に応じて補修・補強を行い、安全性を確保していく。 <p>⑤アスベスト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 吹付アスベストについて、区民への啓発活動を実施し、吹付アスベスト含有調査や適正な除去等の実施について働きかける。 <p>⑥家具類転倒防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について、普及・啓発を図るとともに、家具類転倒防止器具の取付けを支援していく。 <p>⑦防災意識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」との自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。また、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に互いに助け合う体制を構築するとともに、町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化することで地域の防災力向上を図る。 <p>⑧消防水利の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 経年防火水槽の耐震化や深井戸等の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。

強靱化の推進方針
脆弱性評価結果を踏まえた対応方策等を記載

第3章 計画の推進

1 計画の推進

本計画は、区における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。したがって、強靱化の具体的な取組については、防災計画等の各個別計画に位置付けられた事業や取組を実施することにより着実に推進していくものとする。

2 計画の見直し

本計画は、定期的に行う進捗状況の把握、今後の社会経済情勢の変化、国の基本計画が概ね5年ごとに見直されること等を考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

3 取組の進捗管理と重点化及び推進上の留意点等

(1) 取組の推進とPDCAサイクル

本計画では、第2章の3で設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避することを目的として推進方針を定め、これを基本に、強靱化に関する区の各個別計画等に位置付けられた様々な事業等を推進していくことで区の強靱化を目指すこととする。

地域計画を推進する事業（以下「推進事業」という。）については、行政評価を活用することで、PDCAサイクルを推進し、目標の実現に向けて着実に取り組んでいく。なお、推進事業については、一覧として別紙に記載する。

(2) 取組の重点化

限られた資源で効果的・効率的に強靱化を推進するためには、施策等の優先順位付けを行い、計画的に進める必要がある。

本計画に基づく推進事業のうち、計画的に推進していく事業については、実行計画において計画事業として位置付け実施していく。

(3) 取組の推進上の留意点

全庁横断的な取組は、いずれも、1つの課の枠の中で実現できるものではない。このため、庁内関係各課において情報やデータを共有するなど、施策や事業等の連携を図る必要がある。

また、PDCAサイクルの実践を通じて限られた資源を効果的・効率的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら取組を推進するなど、区における強靱化の目標実現に向けて、取組の実効性・効率性が確保できるよう十分留意する。

(4) 関係行政機関や区民、民間事業者等との連携

国土強靱化を実効性あるものとするためには、区のみならず関係行政機関や区民、民間事業者等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠である。

地域の構成員が一丸となり、強靱な仕組みづくりを平時から持続的に展開することにより、大規模自然災害時に人命を守り、致命的な被害を経済社会へ与えない「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を備えた地域社会を構築していくことが必要である。

脆弱性評価結果及び強靱化の推進方針

推進目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ 1-(1)

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

脆弱性評価結果

①建築物等の耐震化

- 区内には、耐震性が不足する建築物や古い石積みなどの擁壁が依然として多く残っている。建築物等の倒壊による死傷者及び火災の発生防止対策を推進するためには、建築物や擁壁等の耐震化の必要性を啓発するとともに、支援制度の周知・利用促進を図り、建築物等の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

②マンションの耐震化・管理の適正化

- 区内のマンションは、新耐震基準施行前の昭和56（1981）年以前に建設されたマンションが多く、耐震性の向上が課題である。適正に維持管理されていないマンションが老朽化するにつれて、空家が増加し、防災上・防犯上の危険性など、周辺の住環境に与える影響も大きくなる。このため、マンションにおいては、適正な維持管理や耐震補強を含む改修・全面改修・建替えに関する管理組合又はオーナーへの支援を、より一層充実していく必要がある。

③木造住宅密集地域の建替え促進

- 区内において老朽化した木造住宅の密集地域は、大きな被害が想定されていることから、この地域の改善は重要な課題である。しかしながら、居住者の高齢化や権利関係が複雑、敷地が狭いこと等により建替えが困難であるなど、改善が進みにくい状況となっていることから、建替えや除却に対する機運を高める必要がある。共同建替えについては、地元の合意形成の支援を円滑に進めることが課題となっている。

④道路・公園擁壁の安全化

- 道路・公園擁壁の安全性を確保するため、継続的な点検調査を行い、計画的な修繕を進めていく必要がある。

⑤アスベスト対策

- 吹付アスベスト有りと判明した建築物や、吹付アスベストの有無が不明の建築物については、継続して含有調査や除去等工事の実施を促す必要がある。

⑥家具類転倒防止対策

- 現在の被害想定では、屋内収容物による死傷者が多数発生すると想定されており、こうした被害をなくすためには、家具類の固定等の転倒・落下・移動防止等の備えを講じる必要がある。

⑦防災意識の普及啓発

- 首都直下地震発生が指摘され、地域の防災力向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっていることから、区民の防災意識を高揚させるための取組の強化とともに、地域防災の担い手の高齢化や偏在化の解消に向け、幅広い層への防災意識の普及を図り、地域防災活動への参加を促す必要がある。

⑧消防水利の整備

- 災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。

強靱化の推進方針

①建築物等の耐震化

- ・ 新宿区耐震改修促進計画に基づき、住宅、特定建築物、緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震化の必要性の啓発や、耐震診断・耐震改修工事等の支援制度の周知・利用促進により耐震化を促進する。擁壁等については、改修に係る工事費助成やコンサルタント派遣など、支援制度の周知啓発を図ることにより、建築敷地の耐震化を促進していく。また、エレベーターの閉じ込め防止やブロック塀の倒壊防止等の関連施策を推進していく。
- ・ 災害に強いまちづくりを進めるため、市街地再開発事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、密集市街地総合防災事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等（国の交付金・補助事業）を推進する。

②マンションの耐震化・管理の適正化

- ・ マンションについては、耐震化の必要性の普及啓発に併せてアドバイザー派遣などにより合意形成を支援し、耐震化を促進していく。また、マンションの適正な維持・管理を促進していくために、管理実態の的確な把握に努め、管理組合が機能していないなどの分譲マンションに対し、管理組合の必要性等の更なる周知・啓発を行うとともに、管理相談員を派遣するなど再生を支援する。賃貸マンションに対する支援策についても分譲マンションと同様に進めていく。

③木造住宅密集地域の建替え促進

- ・ 木造住宅密集地域の建替え促進を一層図るとともに、不燃化による防災性の向上と住環境の改善を図る。老朽木造住宅の耐火建築物・準耐火建築物への建替えや、共同建替えに要する費用の一部を助成するとともに、関係機関との協議や補助金の適切な執行等を行い、建築物の不燃化を促進する。
- ・ 地域住民との協働による新たな防火規制及び地区計画等の導入を進める。

④道路・公園擁壁の安全化

- ・ 道路・公園擁壁について、定期的に点検調査をしながら、必要に応じて補修・補強を行い、安全性を確保していく。

⑤アスベスト対策

- ・ 吹付アスベストについて、区民への啓発活動を実施し、吹付アスベスト含有調査や適正な除去等の実施について働きかける。

⑥家具類転倒防止対策

- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について、普及・啓発を図るとともに、家具類転倒防止器具の取付けを支援していく。

⑦防災意識の普及啓発

- ・ 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」との自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。また、年齢や国籍を超えた幅広い層の区民が災害発生時に互いに助け合う体制を構築するとともに、町会・自治会、商店会など地域の各種団体との連携を強化することで地域の防災力向上を図る。

⑧消防水利の整備

- ・ 経年防火水槽の耐震化や深井戸等の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。

リスクシナリオ 1-(2)

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価結果

①治水対策

- 区内には、荒川水系1級河川として、神田川、妙正寺川の2河川があり、その総延長は、8,816mである。東京都豪雨対策基本方針等に基づき河川等の改修は、かなり進み安全性は高くなっているが、異常気象等に起因する大型台風や局地的集中豪雨時には流域内の雨量を流下しきれず、所々で浸水被害を及ぼす危険性が残されているため、継続して水害対策に取り組む必要がある。また、区内は全域にわたり下水道が整備されているが、一部地域では、なお内水氾濫の危険が残っている。

②水害情報の伝達

- 洪水ハザードマップにより、浸水予想区域及び洪水浸水想定区域を周知徹底するとともに、洪水予報等や避難情報等の水害情報を、確実に伝達する必要がある。
- 区民一人ひとりが、台風の接近や大雨に適切に対処できるよう、東京で起こりやすい風水害の種類や、防災気象情報の意味などの知識を習得するとともに、マイ・タイムライン（避難に備えた行動をあらかじめ決めたもの）の作成を促進することが重要である。

リスクシナリオ 1-(3)

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価結果

①土砂災害対策

- 土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から区民の生命や財産を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や避難体制の整備を図るとともに、擁壁・がけの安全化を推進する必要がある。

強靱化の推進方針

①治水対策

- 洪水による下流部への危険度増大を防止するため、流水の一部を一時的に貯留し、浸水被害を防ぐための施設として、都は調節池の整備を進めている。また、集中豪雨時に、一時的に下水道管に流れ込んでくる雨水を効率良く処理するため、都では、水害地域を中心に下水道の整備を進めている。

区は、水害対策として都が進めている神田川、妙正寺川の河川改修や下水道などの施設整備を働きかけるとともに、雨水流出抑制施設の整備推進を図っていく。

また、治水対策として、道路の透水性舗装等の整備を行うほか、区立公園や公共施設では、浸透施設や貯留槽等を設置していくとともに、民間施設に対しても施設の整備を促進し、総合的な治水対策に取り組んでいく。

さらに、異常気象の要因の一つとされている地球温暖化へ対応するため、自然エネルギーへの転換や省エネルギー化を進めるとともに、道路の遮熱性舗装を推進し、環境の改善に寄与していく。

②水害情報の伝達

- 洪水ハザードマップ等による浸水予想区域及び洪水浸水想定区域の周知啓発活動を推進するとともに、避難勧告等の発令や避難所の開設状況、河川の水位警戒情報等、避難に関する情報を警戒区域等の住民へ確実に伝達するため、区ホームページ、防災行政無線、区防災気象情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、ツイッター等のSNS、広報車による広報など、多様な情報伝達手段の整備を進める。
- 地震と異なり、風水害は気象情報などで事前にある程度の予測が可能なことから、適切な避難に向けた行動を時系列で整理できるよう、風水害に関する知識を啓発するとともに、「東京マイ・タイムライン」等を活用し、町会・自治会や学校等と連携しながら、地域特性や気象状況を踏まえた各家庭でのマイ・タイムラインの作成を促進する。

強靱化の推進方針

①土砂災害対策

- 「土砂災害ハザードマップ」を土砂災害警戒区域等の住民に配布することにより、土砂災害の危険性や土砂災害警戒区域、避難所等を周知するとともに、土砂災害からの的確な避難行動をとるための知識を普及する。あわせて、「がけ・擁壁ハザードマップ」を配付することにより、危険個所の周知啓発を図る。また、擁壁・がけの安全化を促進するため、土砂災害警戒区域内の土地、建物の所有者に対し、がけ等の上下隣接関係者の合意形成に関する助言等を行う土砂災害アドバイザーの派遣を行うとともに、改修に係る工事費助成やコンサルタント派遣などの支援事業の利用促進を推進する。

区が所有又は管理するがけ・擁壁のうち、東京都により土砂災害特別警戒区域等に指定された箇所については、安全対策工事等を実施し、安全化を推進する。

脆弱性評価結果

①情報連絡体制の整備

- ・ 震災時に、情報通信手段の機能が大きく低下し、行政機関や協力機関等との情報連絡がスムーズに行われなくなり、区内の被害状況や対応状況について、全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じる危険がある。

②情報提供手段の確保

- ・ 発災後、区ホームページへのアクセス集中により閲覧に問題が生じることや、防災行政無線が場所によって聞き取りにくい等の課題がある。適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

③安否確認手段の確保

- ・ 電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道等の公共交通機関の運行状況に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていないという課題がある。

強靱化の推進方針

①情報連絡体制の整備

- ・ 防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。
- ・ 円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、都や自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図るなど、区と関係機関とが連携して、災害対策本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

②情報提供手段の確保

- ・ 区は、災害時の区民への情報提供体制を強化するため、通信施設の整備を推進するとともに、区ホームページの充実や広報体制の強化、新聞社及び放送機関等との連携体制の整備を図る。また、インターネット、SNS、緊急速報メールなどを積極的に活用するなど、様々な情報提供手段を検討するとともに、情報入手方法等の周知を進める。

③安否確認手段の確保

- ・ 災害時に住民の安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知できるよう周知するとともに、災害情報なども入手できる体制を整備する。また、通信事業者による安否確認手段の確保等により、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図るとともに、安否確認サービスの利用を促進する。

推進目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

リスクシナリオ 2-(1)

被災地での食料・飲料水・生活物資等の供給不足

脆弱性評価結果

①備蓄物資の確保

- ・ 被害の程度によっては、物資の途絶が2日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区が物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。
また、被災者の多様なニーズに応えるためには、高齢者などの要配慮者や食事制限のある方、子供、男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要がある。

②飲料水の確保

- ・ 飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を復旧させるとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。

③物資の輸送体制

- ・ 区の備蓄倉庫から避難所等へ効果的に輸送するための運営体制を検証するとともに、輸送体制を強化するため、訓練等を通じ事業者との協定を一層実効性あるものにする必要がある。
また、輸送拠点で荷捌きされた物資を効果的に区内の避難所等に輸送する体制を検証し、都と連携・調整していく必要がある。

強靱化の推進方針

①備蓄物資の確保

- ・ 備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区と都は連携して備蓄するなど、発災後3日分の飲料水・食料・生活必需品等の確保に努める。あわせて、自助により被災生活に備えるため、食料・飲料水等の備蓄の普及啓発や防災用品のあっせん等により、区民の自宅における備蓄の推進を図る。

また、女性をはじめ配慮を要する方の視点を踏まえた物品等を配備するとともに、避難者をはじめ被災者の多様なニーズに対応した、物資の供給を円滑に実施するため、区は、物販事業者（小売事業者等）と協定を締結する等の連携強化を図り、調達体制の拡充に努める。

②飲料水の確保

- ・ 飲料水の確保については、震災対策における都・区間の役割分担により、給水拠点の整備は都が対応し、給水拠点から区民に対する給水は区が実施することになっている。都は、区や防災市民組織等が水道局職員の参集を待たずに、円滑な応急給水活動を開始することができるよう、資器材の貸与や施設整備等を行うとともに、区は受水槽等の水を活用するなど飲料水の確保に向けて、必要な取組を行う。

③物資の輸送体制

- ・ 防災倉庫の配置や新しい倉庫の確保について再検討を行うとともに、円滑な物資供給を行うための災害用備蓄物資の適正配置等について検討する。また、区と事業者等との連携を、平常時における協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を確立する。
- ・ 区が食料や生活必需品等を避難所に搬送するために仕分け作業を行ったり、都からの救援物資等を一時的に保管する場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し都に報告するとともに、都と連携した輸送体制の強化に取り組む。

脆弱性評価結果

①帰宅困難者対策

- ・ 新宿区には、1日の乗降客数が370万人を超える新宿駅をはじめ、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅等の大規模駅が存在する。その周辺には商業・業務機能が高度に集積しており、区外より来訪した在勤・在学者や来街者等昼間人口を多く抱えているため、大規模地震発生により交通機能が停止した場合、時間帯によっては多数の帰宅困難者による混乱が予想されることから対策が必要である。「東京都帰宅困難者対策条例」について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の飲料水・食料等の備蓄の促進が必要である。

②新宿駅周辺の防災対策

- ・ 震災時、新宿駅周辺地域では、5万人を超える帰宅困難者が発生する恐れがあり、一時的に受け入れる場所の確保や避難・誘導の仕組みを構築する必要がある。

③事業者等との連携

- ・ 震災時の帰宅困難者等の混乱を防止するため、行政と民間が連携して円滑な情報提供に向けた体制を整備する必要がある。

強靱化の推進方針

①帰宅困難者対策

- ・ 「東京都帰宅困難者対策条例」の内容（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の飲料水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）を、区民及び事業者に周知していく。事業者に対しては、従業員等の施設内待機のための計画を策定するとともに、一定期間待機できる場所の確保や、飲料水・食料の備蓄に努め、平時から従業員との連絡手段やその家族等との安否確認手段を定めておくよう啓発に努める。
- ・ 大量に発生する帰宅困難者へ一定期間待機できる場所を提供するため、既存建築物等へ一時滞在施設の協定締結への協力を促すとともに、都市開発諸制度等を活用した一時滞在施設の整備を推進する。また、協定締結を一層推進するため、国や都に対し一時滞在施設の開設者に係る賠償責任の保護に向けた法整備を継続して要望する。

②新宿駅周辺の防災対策

- ・ 新宿駅周辺地域については、駅周辺の企業、大学、鉄道交通・ライフライン関係機関、警察、消防及び新宿区等を構成員とする「新宿駅周辺防災対策協議会」を設置し、『新宿ルール』や『新宿ルール実践のための行動指針』の普及啓発を図るとともに、一時滞在施設の開設に係る本部設置や避難誘導、応急救護等の訓練や講習会等を実施し、協議会会員をはじめとする事業者等の防災力向上や、発災対応力を向上させる。

③事業者等との連携

- ・ 帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保するため、国・都・区・事業者等は、役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」を基に、取組を進めていく。都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。通信事業者は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布や利用体験を実施していく。

リスクシナリオ 2-(3)

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価結果

①地域防災力の向上

- 地震による災害は広い地域にわたり、同時火災の発生、道路交通や通信障害などの混乱等が予想され、防災機関の活動だけでは、その対応には限界があると考えられる。このような事態に対処し、一人でも多くの命を救うためには、行政の対応に加え、区民や事業所が一体となって初期消火や救出救助などの活動を実施する必要がある。防災区民組織や地域の防災活動に、区民の積極的な参画を促す等地域防災力の向上に努めていくことが必要である。

②消防団の活動

- 現在の被害想定では、火災により大きな被害が発生すると想定されており、地域の実情に精通した消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。そのため、消防団の定員充足の促進等、消防活動体制の充実を図る必要がある。

③防災関係機関の体制整備

- 木造住宅密集地域、超高層建築物、地下街等を抱える新宿区においては、地震火災やパニックの発生などによる被害も大きいことが予想され、その防止対策は極めて重要である。消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、区は警視庁や東京消防庁との連携を図るとともに、各防災機関は必要な体制を整備する必要がある。

強靱化の推進方針

①地域防災力の向上

- ・ 区及び防災機関は、地域住民が団結し組織的に防災活動を行う防災区民組織が、発災時に力を発揮し、その本来の目的を達成できるよう、日ごろから「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火、救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していくとともに、救出救助等に必要な資機材の整備を進めていく。事業所については、発災時に地域の一員として救出救助、応急救護等を行えるよう、行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力向上を推進していく。

②消防団の活動

- ・ 初期消火や救出救助などが発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、定員充足に向けた消防団員の募集活動による加入促進を図るとともに、地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

③防災関係機関の体制整備

- ・ 区は警視庁や東京消防庁、自衛隊との連携により、必要な体制を整備するとともに、区内3消防署と連携し、防災区民組織等の教育訓練を実施する。警視庁や東京消防庁は、災害時に必要な装備資器材の整備や充実強化等を推進するとともに、避難の安全確保や救出救助を実施する体制を強化する。

脆弱性評価結果

①医療機関の連携体制の構築

- ・ 災害時、区内では、多数の負傷者の発生が想定されており、迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう応援医療チームの受入れ及び配置等について迅速に調整する機能が必要であり、そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。また、傷病者等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

②災害医療体制の構築

- ・ 多くの負傷者に対し迅速かつ的確に医療提供を行うためには、災害拠点病院等の基盤整備や機能確保が大切である。また、災害拠点病院等に軽症者が集中し、災害拠点病院本来の機能である重症者への対応に支障がないよう、軽症の負傷者を適切に誘導できる仕組みの構築を検討する必要がある。そのほか、災害拠点病院や被災を免れた医療機関等が連携するため、医療機関相互の情報が共有できる基盤整備や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

③医薬品等の供給体制

- ・ 災害時に医薬品等が不足した場合には、医療機能の維持に大きな支障が生じることが想定されるため、医薬品等の供給体制を強化する必要がある。

④緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 東京都耐震改修促進計画において閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞し、緊急車両等の通行に支障が出る可能性がある。また、歩道橋や橋りょうはひとたび落下すると道路の通行不能等影響が大きいいため、定期的な損傷状況等の確認や補修、補強等による適切な維持管理が必要である。

強靱化の推進方針

①医療機関の連携体制の構築

- ・ 区は、災害時に医療救護活動拠点として「災害医療救護支援センター」を設置し、新宿区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行う体制を整備する。新宿区災害医療コーディネーターは、専門的見地から、医療従事者の配置調整や活動助言、傷病者の医療機関への受入れや医薬品配分、区外からの医療支援の受け入れなどの調整を行うとともに、巡回診療等、被災者への医療救護や健康管理を支援する体制を整備する。また、東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、情報連絡体制を構築するほか、医療救護活動の統括及び調整を図る体制を整備する。また、関係部局や東京消防庁、警視庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段の確保を図る。

②災害医療体制の構築

- ・ 都では災害時における全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療施設の耐震化を促進するとともに、事業継続計画（BCP）の策定支援を行う。災害拠点病院等、医療機能の維持が特に必要となる病院については、病院の医療機能を維持できるように、施設の耐震化の促進、飲料水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を維持するとともに、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築する。区では、都による災害拠点病院等の指定に従い、区内の医療機関との連携体制を構築する。
- ・ 区内の主要な病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。

③医薬品等の供給体制

- ・ 医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、新宿区薬剤師会及び卸売販売業者との災害時協定等により、医薬品及び災害時応急用資器材等の確保を進める。

④緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 緊急輸送道路の沿道建築物を対象に、アドバイザー派遣や耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助を実施する。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、東京都と連携し、耐震化を促進していく。橋りょうについては、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検調査を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行う。

脆弱性評価結果

①感染症予防対策

- ・ 新型インフルエンザは、新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

2019 年 12 月に感染が確認された新型コロナウイルス(COVID-19)については、世界中で爆発的な感染拡大が起き、欧州各地でロックダウンが実施されたほか、日本国内でも初の緊急事態宣言が出されるなど、社会的な混乱を引き起こした。

そうした感染症が蔓延している状況で、地震災害等が発生した場合には、避難所の運営や医療提供体制に多大な影響を与える可能性があることから、平時から区民が感染防止に関する正しい知識を得ることが重要となる。

また、医療提供体制を維持するため、平時から診療所や薬局の体制強化を図るとともに、行政と医療機関との連携及び医療機関相互の連携・調整の強化を図り、様々な状況を想定した訓練を重ねていく必要がある。

②災害時の防疫活動

- ・ 震災直後から復旧・復興期にかけては、感染症の発生及び蔓延が懸念される。このため、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び必要に応じて家屋内外の消毒等を実施するため、区は、都と緊密な連携をとりながら防疫活動(感染症予防対策)を実施する必要がある。

③遺体の取扱い

- ・ 被災による死者へ、迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関との連携強化が必要である。また、都内の火葬施設のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

④ペット防災対策

- ・ 災害時には、被災により負傷又は放浪する犬猫等の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、これらに対応する必要がある。

⑤トイレ機能の確保

- ・ 災害で上下水道が損傷を受けた場合や停電時の高層住宅等では、それぞれのインフラが復旧するまでは水洗トイレの利用が出来なくなる。このため、上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する必要がある。また、都内は下水道整備地域が多いため、し尿収集車の保有台数が少ないという課題がある。

強靱化の推進方針

①感染症予防対策

- ・ 平時から、感染防止のための正しい知識を普及するための啓発用ポスター等を、区有施設やイベントで配布・説明する。また、予防接種法に定められた疾病予防のため、区民を対象に定期予防接種を実施するとともに、任意予防接種を実施することで、公衆衛生の向上及び増進を図り、区民の健康の保持に寄与する。

新型インフルエンザ等が蔓延した場合は、患者数の大幅な増大が想定される。医療崩壊を回避し、医療提供体制を維持しなければ、感染者の受入れのみならず通常医療の継続も困難となる。このため、未発症期から区における医療関係機関等との連携・協力のもと、医療資源の効果的・効率的な活用のための地域医療体制をあらかじめ構築するとともに、行政と医療機関との連携や、様々な状況を想定した発症期対応訓練を重ねることにより新型インフルエンザ等の発生に備えていく。あわせて、新たに開設した診療所や薬局への防護服等の配付及び着脱訓練等を通じ、発症期の医療体制の強化と感染症対策の実効性を高めていく。

また、感染症発症期を想定し、発生状況や当該感染症に関する特性や予防策等について迅速かつ正確に区民へ周知する体制を整備するとともに、保健所の体制強化について検討しておく。さらに、避難所等での感染拡大を防止するため、より多くの避難先を確保するとともに、感染症対策に対応したマニュアルの整備や感染症対策物資の配備に努める。

②災害時の防疫活動

- ・ 区は、災害時における食中毒の発生や感染症のまん延を防止するための防疫活動として、飲用水の安全管理指導や食品衛生の啓発、避難所等被災区域の消毒、健康調査及び感染症予防のための普及啓発、疫学調査、防疫指導等を行う体制を整備する。また、防疫活動の実施にあたり、区の対応能力で十分でないとき、都に支援を要請するとともに、感染症患者を発見したときは、直ちに通報する等、都との連携を強化する。

③遺体の取扱い

- ・ 区は、災害発生後速やかに指定場所に遺体収容所を開設し、関係機関の協力を得て、遺体の収容、安置、検視、検案を迅速かつ的確に行うとともに、状況に応じて、都に遺体収容所の運営等や広域火葬の応援・協力を要請する体制を確立する。都は、関係機関等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図るとともに、近隣県の火葬場を活用した広域火葬体制を速やかに整備する。

④ペット防災対策

- ・ 日頃から、狂犬病予防注射の接種と動物の適正飼育の啓発を行うとともに、避難所訓練等で、避難所でのペットに関するマナー等について周知を進める。また、災害時に避難所において動物を適正に飼養するため、獣医師会や動物愛護ボランティア等の協力を得て、学校避難所動物救護マニュアルに基づき動物救護所を設置する体制を整備するとともに、収容された動物に対する給餌給水等や、動物を巡るトラブルの防止のため「飼育のルール」の周知等について手順等を確立しておく。

⑤トイレ機能の確保

- ・ 区は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。また、燃やすごみとして処理が可能な携帯トイレを主体とした対応も念頭に備蓄などの検討を進める。備蓄している災害用トイレが不足する場合は、都を通じて広域的な応援の調整を行い、災害用トイレの確保やし尿収集車両の確保などを行い、衛生環境の保持を図る。

都は、避難所等から排水を受ける下水道管の耐震化を進めるとともに、被害が発生した地域に対して、災害用トイレを融通する仕組みを構築すること等により、避難所の災害用トイレの確保を図る。また、被災自治体が備蓄している災害用トイレや保有しているし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る体制を整備する。

リスクシナリオ 2-(6)

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理等による多数の被災者の健康状態の悪化

脆弱性評価結果

①心身の健康管理

- 被災による外傷や生活環境の急激な変化、避難所や被災した家屋での不自由な生活、被災のショック等は、心身の健康に悪影響をもたらす可能性がある。そこで、避難所での生活や車中泊によるエコノミークラス症候群をはじめとした心身の健康障害の発生防止や、在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。また、被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスを軽減するため、被災住民に対するメンタルヘルスケアを実施する必要がある。

②福祉避難所の充実

- 福祉避難所(二次避難所)の充実と、要配慮者の状況に応じた専門的支援ができる人材の確保等体制の強化が課題となっている。また、災害時に円滑な避難・誘導等ができるよう、避難訓練等の実施による災害時応急体制の強化が必要とされている。

③女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営

- 避難所における安全・安心の確保や、女性や要配慮者をはじめ、生活者の多様なニーズに応える必要がある。

リスクシナリオ 2-(7)

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価結果

①エネルギー供給

- エネルギーは都市の機能を支える上で不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組を推進する必要がある。

強靱化の推進方針

①心身の健康管理

- 区は、避難所等における被災者への健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行うため、保健師・管理栄養士、その他必要な職種からなる巡回訪問チームを編成して避難所等へ派遣する体制を整備する。

メンタルヘルスケアについては、精神科専門医またはこころのケアチームによる避難所での専門相談を実施するとともに、全戸訪問により把握されたこころの健康問題がある人は、保健所や保健センター等において専門相談を受けられる体制を構築する。

なお、要配慮者への健康管理に対しては、関係機関等との連携体制を整備し支援するとともに、日頃からの準備として要配慮者の実態把握と在宅人口呼吸器使用者に対する個別支援計画の策定、緊急時の対応方法の整備等を進める。

②福祉避難所の充実

- 民間福祉事業者との協定締結により、福祉避難所(二次避難所)の拡大や避難者への支援を行う人材の確保に取り組む。また、備蓄物資の計画的な配備・更新、避難所開設・運営訓練等を実施し、災害時応急体制を強化する。さらに、災害発生時に、自宅や避難所での生活が困難な高齢者や障害者等を円滑に收容するとともに、応急対策等を行うため、区と民間ボランティア団体等が協働し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策を行うことができる体制を整備する。

③女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営

- 安全性を考慮した避難所の確保とともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。特に、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所運営が行われるよう検討を重ねる。

強靱化の推進方針

①エネルギー供給

- 各施設への自立・分散型電源の導入促進など、エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。また、災害時には、ガソリン、石油等の燃料の調達が困難になると考えられるため、区では石油類の優先供給に関する協定を締結しており、平時から協力体制の強化に取り組み実効性を高める。

また、医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多面的な供給体制を確立する。

推進目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ 3-(1)

被災等による治安の悪化

脆弱性評価結果

①共助の体制の構築

- ・ 区民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、互いの生命、身体及び財産の安全確保に努める必要がある。

②情報提供体制の整備

- ・ 震災時の混乱した状況下で、正確かつ迅速に情報を収集し伝達していくことは、パニック等による混乱を防止し、区民の安全を確保するうえでも非常に重要である。

③防犯意識の向上

- ・ 災害時には治安の悪化が考えられることから、日頃から地域における安全・安心のまちづくりに対する関心を高め、防犯意識の向上に取り組むことが必要である。また警察は、大地震が発生した場合の社会的混乱等による被害の拡大や治安の悪化の防止に向け対策を取る必要がある。

強靱化の推進方針

①共助の体制の構築

- ・ 区民一人ひとりの「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を通じ、災害時に地域のなかで相互に助け合う共助の体制を構築する。

②情報提供体制の整備

- ・ 都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、区民に提供する災害情報の充実と報道体制の迅速化を図り、自助・共助を支援する仕組みを一層強化する。また、ソーシャルメディア・緊急速報メールなどの情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。
あわせて、災害時に住民の安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知できるよう周知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

③防犯意識の向上

- ・ 区は、区民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現し、災害時の治安を維持するためにも、的確で新しい情報を提供し、防犯意識の向上を図るとともに、警察・消防や関係部署との協力体制をさらに強める。平時から地域における防犯パトロールや子どもの見守り活動等の自主防犯活動を促進し、犯罪が起こりにくいまちづくりに取り組む。
- ・ 警察は、大地震が発生した場合の被害の拡大や治安の悪化の防止に向け、住民の避難誘導、救助救出、犯罪の予防、交通規制の応急対策等、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するための訓練を、防災機関及び住民と協力して実施していく。

脆弱性評価結果

①区有施設の耐震対策

- ・ 災害が発生した場合、建物損壊等により区有施設自体も被災し、重要な行政機能の継続が困難になる可能性があるため、施設の耐震対策が重要である。

②職員応急態勢の整備

- ・ 災害時には、人員や物資・ライフライン等の利用に制約が生じることが想定され、区職員はこうした状況の中で、応急対策業務や復旧活動に全力を注ぐ必要がある。災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、その主力となる活動要員の確保と発災初期における対応が極めて重要である。夜間・休日等の災害時には、早期の職員確保が重要である。

③事業継続計画(BCP)の推進

- ・ 業務停止により区民生活に大きな影響をもたらす通常業務についても、業務の継続や早期再開が求められ、こうした事態に備えて重要業務を中断させない、あるいは早急に復旧させるための取組をあらかじめ定めておく必要がある。

強靱化の推進方針

①区有施設の耐震対策

- ・ 区有施設の改修・補強については、平成 17 年 7 月に「区有施設の耐震対策方針」を定め、避難所となる小・中学校などの補強工事を順次実施するとともに、平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえて、耐震補強未実施の区有施設についても、速やかに補強工事を進めたことから、平成 27 年 11 月にすべての区有施設の耐震工事（躯体）は完了している。今後は、老朽化したエレベーターや、ホールの特定天井等の耐震対策を引き続き行う。なお、今後の区有施設の建設にあたっては、建築基準法および耐震改修促進法などの法令の規定に従い、適切に耐震設計を実施していく。
- ・ 区有施設（福祉施設、子育て支援施設、学校教育系施設等）の老朽度や緊急度等を総合的に勘案して、効果的で効率的な予防保全工事を実施し、施設経費の抑制と資産（建築物）の長寿命化を図る。

②職員応急態勢の整備

- ・ 災害発生時に速やかに初動態勢を確立し、適切な災害応急活動が行えるよう、災害時対応における各部門の活動方針や対策の決定など、被害状況を想定した図上訓練や実動訓練を実施する。
- ・ 災害発生時における迅速な初動態勢の確立に向けて、職員防災住宅居住職員に対する研修や防災訓練等を実施する。また、夜間・休日に発災した場合には、職員が早期に参集し業務実施体制を確立する必要がある。区では、「緊急時職員参集システム」を導入しており、地震等が発生すると登録者の携帯電話やパソコンにメールが自動配信され、各職員の安否及び参集の状況を把握することができる。本システムを活用するとともに、参集訓練を実施するなど、職員の早期参集体制を確立するための対策を拡充させていく。

③事業継続計画（BCP）の推進

- ・ BCPとは、具体的被害想定の下で、業務遂行の継続性を確保するための計画であり、訓練等を通じ全ての職員がBCPの意義や目的等の理解を深めることをめざす。また、組織の応急対応力を強化するとともに、災害時にBCPに基づいた行動ができるよう、平時から業務継続マネジメント（BCM）を推進し、非常時優先業務の執行体制の検討や訓練を通じた計画の検証を行い、BCPの持続的改善に取り組む。

推進目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ 4-(1)

大規模自然災害等発生後に必要な情報が伝達されない

脆弱性評価結果

①的確な災害情報の伝達

- ・ 各関係機関がそれぞれの応急対策を的確に実施するためには、相互に緊密な連携を図り、正確な被害情報等の収集と伝達を行わなければならない。また、住民等の混乱を最小限にとどめ、秩序ある避難や応急対策等を実施するため、住民等に的確な情報を提供するとともに、要配慮者に配慮した情報提供を行うことが重要である。

②通信施設の防災対策

- ・ 災害時における通信の途絶は、災害応急活動等に支障をきたすとともに、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響は大きい。このため、災害時における通信の途絶を防止するために、各種通信施設の防災対策の整備や復旧等についての体制を確立する必要がある。

強靱化の推進方針

①的確な災害情報の伝達

- ・ 初動態勢の強化に向けて、迅速かつ的確な判断・指示を行うための通信機器の整備や情報収集・処理システムを構築するとともに、適切に維持管理する。また、災害時における区民及び帰宅困難者に対する迅速な情報提供ができるシステムを整備する。さらに、防災行政無線を補う新たな通信手段の導入の検討などにより、情報通信体制の強化を目指すとともに、区ホームページと東京都災害情報システム（DIS）、東京都防災ホームページ（災害情報提供システム）等との連携を一層進めることにより、災害に関する情報の提供体制を強化する。

各関係機関の連携についても、区内部のみならず都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、区民に提供する災害情報の充実と報道体制の迅速化を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。また、ソーシャルメディア・緊急速報メールなどの情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

さらに、障害者や外国人等の要配慮者が必要な情報を受け取れるよう、ボランティア等との連携や文字情報の伝達等による、効果的な広報活動を実施する手段を確保する。

②通信施設の防災対策

- ・ 各通信事業者は、災害などによる通信設備の被災を最小限にするため、通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震、耐火、耐水)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。災害時には、被害状況、通信の疎通状況等の情報収集や、重要通信の確保、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行えるよう体制を整備するとともに、区及び防災関係機関との連絡調整を行う仕組みを構築する。

また、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集するとともに、被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、他の工事に優先して、要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧体制を確保しておく。

推進目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ 5-(1)

経済活動(サプライチェーンを含む)への甚大な影響の発生

脆弱性評価結果

①都市基盤施設

- ・ 道路や鉄道、公園といった都市基盤施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が閉塞や損壊等の物理的被害を受け、機能不全に陥ると、避難や人命救助、消火活動等の円滑な実施が困難になるだけでなく、地震発生後の緊急支援物資等の輸送や復旧・復興活動についても困難にさせることが懸念される。

②緊急輸送道路の耐震化

- ・ 都市計画道路は未完成の部分も残されており、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。また、東京都耐震改修促進計画において閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により道路が封鎖される可能性もある。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については、耐震診断から補強設計・耐震改修工事の実施につなげていくことが課題である。

③橋りょう等の耐震対策

- ・ 歩道橋や橋りょうはひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響が大きいため、定期的な損傷状況等の確認や補修、補強等による適切な維持管理が必要である。橋りょうの整備については、法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要がある。

④事業者の防災対策

- ・ 事業者は、事業活動にあたり、その社会的責任を自覚し、震災時に重要業務を継続するとともに、震災後の経済活動の継続、区民生活の再建及び安定、ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払う必要がある。

強靱化の推進方針

①都市基盤施設

- ・ 区民の生命を守る都市基盤施設の安全確保に向けて、各関係機関等は、道路ネットワーク（道路のバリアフリー・自転車通行空間等）の整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制の実施を進めるとともに、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上を図り、鉄道の安全確保を一層推進するなど、ソフト・ハード両面の対策により、発災後においても交通・物流機能を維持する。

災害時のみならず平時においても、道路、公園機能を適切に維持するため、道路や橋りょう、公園の予防保全型管理を推進していく。

②緊急輸送道路の耐震化

- ・ 都は、幹線道路ネットワークの整備とともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。区は、緊急輸送道路の沿道建築物を対象に、アドバイザー派遣や耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助を実施する。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、東京都と連携し耐震化を促進していく。

③橋りょう等の耐震対策

- ・ 橋りょうについては、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検調査を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行う。

④事業者の防災対策

- ・ 事業者は、経済活動を維持するうえで重要な担い手である。区は、事業所等に対する防災対策の指導を行うとともに、事業者は、震災時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。事業者は、事業所の耐震化、事業所防災計画の作成、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を行うとともに、自衛消防訓練や災害対応訓練を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

推進目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ 6-(1)

電気、ガス、上下水道等の供給・機能停止

脆弱性評価結果

①ライフライン事業者等のハード面の整備

- ・ 生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、電話などの生活関連施設は、重要な機能を果たすものである。また、地震によりこれら施設に被害が生じ機能低下した場合、日常生活に支障をきたすだけでなく、助かった命を失うおそれがあり、また、救助活動や復旧活動に大きな影響を及ぼすことから、対策を講じる必要がある。

②ライフライン事業者等のソフト面の整備

- ・ ライフライン事業者には、事業継続を通じて地域の経済活動を支え、地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。

強靱化の推進方針

①ライフライン事業者等のハード面の整備

- 水道施設について、都は、震災時の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場、給水所等の耐震化を推進していく。また、災害時の停電に備え、自家用発電設備等の増強整備を進める。さらに、水道管路の耐震化を一層進め、首都中枢機関、救急医療機関等に加え、避難所、主要な駅等への管路も優先的に耐震化していく。下水道施設についても、地震による都市機能の低下を最小限にとどめるために、耐震性の向上を図る。また、震災時のトイレ機能を確保するための管きよの耐震化を、区と連携しながら実施していく。災害時における水道の復旧は、施設の重要度に留意し、迅速な復旧を目指すとともに、被害状況に応じ、広域的な支援要請などを行う仕組みを構築する。

また、都は、上下水道施設など都市機能を維持するために不可欠な施設への自立・分散型電源の導入促進や燃料供給体制等の確立等により電力供給の安定化に向けた取組を促進し、発災後も都市の機能を維持する。

- 電力施設及びガス施設については、災害などによる被害を最小限にとどめるよう、主要な設備について耐震性を向上させ安全性を確保する。災害時の電力施設の各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員や復旧資機材を確保して実施するなど、あらかじめ手順を定めておく。ガス施設についても、被災した施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ手順を定めておく。
- 通信施設については、災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、防災設計(耐震、耐火、耐水)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。各通信事業者は、被災した電気通信設備等の応急復旧工事を、災害復旧に直接関係のない工事に優先して行うなど、早期復旧体制を構築しておく。

②ライフライン事業者等のソフト面の整備

- ライフライン事業者がそれぞれの役割を確認し、災害時における防災活動を円滑に実施できるようにするため、各機関において、事業所防災計画等に基づき、初動措置や情報連絡、復旧対策等の防災訓練を実施する。

脆弱性評価結果

①緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 都市計画道路は未完成の部分も残されており、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。また、東京都耐震改修促進計画において閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により道路が封鎖される可能性もある。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については、耐震診断から補強設計・耐震改修工事の実施につなげていくことが課題である。

②道路の無電柱化

- ・ 災害に強いまちづくりを推進するためにも、道路の無電柱化の整備が重要であるが、比較的狭い区道での無電柱化は、地上機器の設置場所や既に埋設されているインフラ管路を整理することが課題であり、整備には多くの経費と時間を要する。整備路線の選定については、新宿区無電柱化推進計画の基本方針や都道とのネットワークのほか周辺のまちづくりの状況など、総合的な検証が必要である。

③橋りょう等の耐震対策

- ・ 歩道橋や橋りょうはひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響が大きいため、定期的な損傷状況等の確認や補修、補強等による適切な維持管理が必要である。橋りょうの整備については、法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要がある。

④輸送路の確保

- ・ 災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

強靱化の推進方針

①緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 都は、幹線道路ネットワークの整備とともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。区は、緊急輸送道路の沿道建築物を対象に、アドバイザー派遣や耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助を実施する。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、東京都と連携し耐震化を促進していく。

②道路の無電柱化

- ・ 電線類を地下に埋設し電柱を撤去することにより、都市の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、主要な区道において、道路の無電柱化の整備の必要性や効果を総合的に評価し、新宿区無電柱化推進計画に基づき整備を進める。また、再開発等の機会を捉えて積極的に無電柱化を促進していく。

③橋りょう等の耐震対策

- ・ 橋りょうについては、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検調査を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行う。

④輸送路の確保

- ・ 都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行う体制を整備する。
また、区道においては、道路陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施するとともに、防災に寄与する主要な区道で無電柱化整備を行い、緊急物資の輸送経路を確保していく。

推進目標7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7-(1)

大規模火災の発生

脆弱性評価結果

①木造住宅密集地域の解消

- 区内には、老朽化した木造住宅が密集し、道路が狭く、防災面や住環境面で課題を抱える地区があり、防災性を確保するとともにインフラ機能を強化していく必要がある。

②道路の整備

- 区では、幹線道路に囲まれた街区の中の道路整備が遅れているため、消防活動困難区域が各所に残っており対策が必要である。また、大規模な市街地火災による被害を防止するため、延焼遮断帯を整備する必要がある。あわせて、幅員4m未満の細街路の拡幅についても、災害に強いまちづくりを実現するためには重要である。

③初期消火体制等の確立

- 災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、消防は的確な消防水利の整備を進める必要がある。また、震災時に使用可能な消火栓、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。

④消防団の活動

- 現在の被害想定では、火災により大きな被害が発生すると想定されており、地域の実情に精通した消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。そのため、消防団の定員充足の促進等、消防活動体制の充実を図る必要がある。

⑤地域防災力の向上

- 発災時の火災等から一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。防災区民組織や地域の防災活動に、区民の積極的な参画を促す等地域防災力の向上に努めていくことが必要である。また、防災区民組織等が発災時に力を発揮するには、日頃から訓練を実施するとともに、救出・救助に必要な資機材の整備が欠かせない。

⑥空家等対策

- 区内全域の空家等の所在地や老朽化度等の現状を踏まえ、空家等の適正な維持管理の促進が必要である。空き家の所有者が判明しないケースなどは、改善要請を行うことが困難な場合があるとともに、所有者が特定できても相続等で権利関係が複雑化しているケースや、所有者の経済的な理由でただちに改善できないケースもあり、対策が必要である。

強靱化の推進方針

①木造住宅密集地域の解消

- ・ 地域住民との協働による新たな防火規制及び地区計画等の導入、共同建替えや木造住宅の建替えに要する費用の一部を助成し、建築物の不燃化を促進する。また、市街地再開発事業等を活用した良質で防災性の高い建築物への建て替えや道路・公園の整備等、災害に強いまちづくりに取り組む。

②道路の整備

- ・ 区では、消防活動困難区域を解消するため、主要区画道路等の整備や主要な都市計画道路の整備等を促進することにより、延焼遮断帯の形成を促進する。幅員4m未満の細街路についても、区民、事業者の理解と協力のもとに、建て替えの際などに拡幅を推進する。また、高度防災都市化の実現に向けて一層の拡幅整備を推進するため、拡幅可能箇所の土地所有者への協力要請を行うとともに、他の施策と連携した啓発活動を進めていく。

③初期消火体制等の確立

- ・ 各消防署では、震災時の市街地大火に備えた巨大水利として深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、都、区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。また、経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。区の主な消防水利の確保策としては、防火貯水槽、小型防火貯水槽、河川への取水マスを設置する。

④消防団の活動

- ・ 初期消火や救出・救助などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

⑤地域防災力の向上

- ・ 区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚や、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

また、地震時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、区は感震ブレーカーの普及や街頭消火器及びスタンドパイプの配備等、各消防署は消防用設備の適正化、初期消火資機材の普及及び地域における自主防災体制の充実強化等により、区民の防災行動力向上を図っていく。

⑥空家等対策

- ・ 管理不全な空家等による周辺環境への悪影響を防止するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「空き家等の適正管理に関する条例」に基づき問題解消に向けて取り組んでいくとともに、「新宿区空家等対策計画」に基づき空家やごみ屋敷等の対策を総合的かつ計画的に推進していく。

リスクシナリオ 7-(2)

沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価結果

①緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 都市計画道路は未完成の部分も残されており、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。また、東京都耐震改修促進計画において閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により道路が封鎖される可能性もある。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については、耐震診断から補強設計・耐震改修工事の実施につなげていくことが課題である。

②鉄道の耐震化

- ・ 区内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取り組むよう働きかける必要がある。

③橋りょう等の耐震対策

- ・ 歩道橋や橋りょうはひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響が大きいため、定期的な損傷状況等の確認や補修、補強等による適切な維持管理が必要である。橋りょうの整備については、法定点検の実施とともに、橋りょう長寿命化修繕計画を見直して、予算の平準化を図り効率的かつ計画的に補修、補強を行う必要がある。

④輸送路の確保

- ・ 災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

リスクシナリオ 7-(3)

風評被害等による区政等への甚大な影響

脆弱性評価結果

①情報連絡体制

- ・ 震災時には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。このため、区及び各防災関係機関は、一体となって迅速かつ適切な広報活動を行うことが重要である。
また、風評被害を防ぐとともに速やかな復旧を図るため、区及び各防災関係機関において広聴活動を展開し、区内の被害状況や被災住民の動向と要望事項の把握に努め、被災者の実態を正確に捉えることが重要である。

強靱化の推進方針

①緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 都は、幹線道路ネットワークの整備とともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進する。区は、緊急輸送道路の沿道建築物を対象に、アドバイザー派遣や耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助を実施する。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、東京都と連携し耐震化を促進していく。

②鉄道の耐震化

- ・ 鉄道事業者に対する働きかけを進め、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上を図り、鉄道の安全確保を一層促進する。各鉄道機関は、施設の強化や防災設備の増強等の改良整備を推進するものとする。

③橋りょう等の耐震対策

- ・ 橋りょうについては、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検調査を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行う。

④輸送路の確保

- ・ 都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行う体制を整備する。

また、区道においては、道路陥没等を未然に防止するため、路面下空洞調査を実施するとともに、防災に寄与する主要な区道で無電柱化整備を行い、緊急物資の輸送経路を確保していく。

強靱化の推進方針

①情報連絡体制

- ・ 区は、都との情報連絡体制を構築するほか、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関などとの情報連絡体制の強化を図るとともに、広報体制の強化として、新聞社及び放送機関との連携体制の整備を図る。また、住民への情報提供体制を強化するため、通信施設の整備に併せ、区ホームページの充実やSNS、緊急速報メールなどを積極的に活用するなど、様々な情報提供手段を検討するとともに、入手方法等を周知する。あわせて、災害時の住民の安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知できるよう周知する。

区及び各防災関係機関は、災害終息後、相談窓口を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、早期解決に努力する体制を整備しておく。また、被害状況等の調査にあたっては、その判定結果が災害救助法の適用・実施等の基礎となるばかりではなく、地域の風評や被災者に対する各種給付、税の減免、貸付などに関わってくるため、客観性、公平性及び統一性を確保する手段を確立する。

脆弱性評価結果

①住宅供給応急対策

- ・ 区内の被害想定では、全壊、半壊、焼失による建物被害棟数が相当数発生するとされており、被災した住宅や避難者に対する対策が必要である。

②罹災証明書の発行

- ・ 罹災証明書は、被災後の全ての生活再建支援手続きの基礎となるものである。また、罹災証明書の発行対象となる建物は、相当数に上ると想定される。そのため、住家被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施する体制の整備が必要である。また、被災者に対する義援金については、被災状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

③避難所運営

- ・ 長期にわたる不自由な避難所生活における円滑な避難所運営や、安全・安心を確保し、女性や要配慮者をはじめ、生活者の多様なニーズに応える必要がある。

強靱化の推進方針

①住宅供給応急対策

- ・ 震災後の余震等による被災住宅の倒壊等から生じる二次災害を防止するため、被災住宅の応急危険度判定を速やかに実施する体制を整備する。あわせて、住宅応急修理、仮設住宅の供給等のための基礎資料とするため、また、罹災証明書の発行に必要な住家の被害程度を確認するため、被災後に、住家被害認定調査等を実施し、被害状況を把握する体制を整備する。また、被災した住宅については、住宅の所有者や管理者が建替えか補修かを判断できるようにするため、被災度区分判定制度の周知や、被災度区分判定・復旧技術者の紹介など、制度活用に向けた情報提供を実施する。

応急仮設住宅の供給については、区は、都に対し、被災後速やかに応急仮設住宅等の供給要請、割当依頼を行い、都の供給戸数等の決定を受け次第速やかに、区内の被災者に対して募集を行う体制を整備する。

②罹災証明書の発行

- ・ 被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる罹災証明書の早期発行のための「被災者生活再建支援システム」を、区は平成 25 年度に導入し、運用体制について検討を行っている。今後は、災害時に住家被害認定調査及び罹災証明書の発行を円滑に行えるよう、体制を整備するとともに、システムを活用した訓練等を通じ、操作の習熟を図り、迅速に対応できる仕組みを構築する。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

③避難所運営

- ・ 避難所の円滑な運営を行うため、防災区民組織、学校、PTA 及び区等からなる避難所運営管理協議会を各避難所に設置し、自主的運営を推進する。女性や要配慮者の多様なニーズに応えるため、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所運営が行われるよう検討を重ねる。特に、女性専用のスペース等、女性や地域生活者の多様なニーズに応じた避難所の運営に努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、避難所におけるプライバシーや安全性を確保する体制を整備する。

避難生活が長期化することを想定し、旅館やホテル、公営住宅等の空き室利用についても検討を進める。

推進目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する

リスクシナリオ 8-(1)

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価結果

①災害廃棄物の処理

- ・ 災害時には区内でも、大量の災害がれきが発生することが予測されており、これらを処理するための一時的な集積場所や最終処分場を検討する必要がある。また、一般廃棄物焼却施設が再稼動するためには、電気や水道の復旧が必要である。

区、都及び各機関は、災害発生により大量に排出される災害ごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の悪化防止を図る必要がある。避難所等から発生する災害ごみについても一時的に集積する場所が必要となる。

- ・ 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、災害がれき等の再利用、適正処理を図る必要がある。

リスクシナリオ 8-(2)

人材(専門家、コーディネーター、労働者等)の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

脆弱性評価結果

①広域連携体制の構築

- ・ 災害時における、広域的な人的・物的資源等の調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るためにも、広域的な活動拠点の調整を含む広域連携体制の構築が重要である。

また、受援体制の実効性を高めるため、平時より災害時の受援体制に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入準備等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化しておくことが重要である。

②ボランティア等との連携

- ・ 専門性・柔軟性・きめ細かさ等の特性をもつボランティアやNPO等は、行政とは異なる立場から被災者救済や災害除去に重要な役割を果たすものであり、大規模災害時には欠かせない存在である。ボランティアやNPO等による、被災者への効果的な救援活動が行われるよう、区は平常時からネットワークの構築・拡大に努める必要がある。また、被災地において円滑に活動することができるよう、支援体制を充実させる必要がある。

強靱化の推進方針

①災害廃棄物の処理

- ・ 大量のごみやがれきの処理については、区は、「東京都災害廃棄物処理計画」や「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」等を踏まえて「新宿区災害廃棄物処理計画」を策定しており、各計画等に沿って、都や特別区等と連携して、適切な広域処理体制の構築を図る。大量に発生するがれきやごみの処理は、区が実施し、必要に応じて都が支援して、収集・運搬機材等の確保及び集積場所や最終処分場の確保を進め、迅速な処理体制を整備する。区は、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進に併せ、不足が想定される人員や資機材に対する備えを検証、確保する。

災害廃棄物の処理については、日頃から区民等へ、分別の徹底の重要性や公有地等を利用して設置する臨時集積所に排出するよう周知する。また区は、ごみの収集運搬について、特別区間の相互援助体制を整備し、平常作業からの応援及び臨時雇上げの人員並びに機材を活用し、衛生上速やかに処理を必要とするごみから、優先的に処理する体制を構築する。

- ・ 速やかな復興を図るため可能な限り短期間での処理を目指す。短期間での処理を実現するため、災害がれき処理にあたっては特別区内にある既存の処理施設の活用を原則としつつも、必要に応じて広域処理、仮設処理施設の整備も検討する。また、分別して搬出された災害がれきを、破碎処理等の中間処理を行った後、資源の有効な利用の促進に関する法律やその他法令・要綱等に基づき、再利用へとつなげる体制を整備する。再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分考慮しつつ、都が管理する埋立処分場等に搬入する体制を構築する。

強靱化の推進方針

①広域連携体制の構築

- ・ 区は、近隣の区や協定を結んでいる各自治体との広域連携体制の一層の強化や、国、都等と円滑な協力体制が取れるよう広域調整機能の構築を図るとともに、防災関係機関や事業者と連携して応急対応を実施するため、実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。

また、災害時の区における受援応援体制を具体化した「新宿区災害時受援応援計画」に基づき、国や各自治体、民間企業等からの応援職員や支援物資等を最大限活用できる体制や運用方法を確立し、災害対応力の一層の強化を図っていく。

②ボランティア等との連携

- ・ 災害時のボランティアとの連携を効果的に行うため、豊富なノウハウを持つ社会福祉法人新宿区社会福祉協議会や各ボランティア組織と連携を密にし、協力関係を築いておく。また、他の自治体との相互支援に関する協定締結の一層の推進に向けた検討や、区内の各大学へボランティアの派遣協力についての要請を進めていく。

また、発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区は都及び地域の社会福祉協議会、市民活動団体等と連携し、災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施すること等により、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

脆弱性評価結果

①地域コミュニティの育成

- ・ 都市化が進む中で、少子高齢化の急速な進行や首都直下地震の切迫性の高まりなど、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しているが、地域社会の人間関係は希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下している。地域コミュニティの輪を広げ、地域の自治機能を効果的に高めていくことが求められている。
- ・ 災害からの復旧・復興に際しても、「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、区民及び事業所と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくという考え方を基本に、相互に協力し、互いの生命、身体及び財産の安全確保に努める必要がある。
- ・ 災害時には治安の悪化が考えられることから、日頃から地域における安全・安心のまちづくりに対する関心を高め、防犯意識の向上に取り組むとともに、被災後速やかにパトロール等の防犯体制を確立することが必要である。

②雇用対策

- ・ 震災からの住民生活の早期再建は、安定雇用の実現や事業の再開によってはじめて安定したものとなる。区は、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるよう対策を講じるとともに、区民が事業を速やかに再建できるよう、総合的な対策を展開する。

③復興活動

- ・ 大規模な震災被害が発生した時は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図るため、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。震災後の復興活動は、行政のあらゆる分野に及ぶだけではなく、多くの年月が費やされる。そのためにも、復興後の都市のビジョン、区民生活のビジョンを明確にし、都市復興に関する基本方針を策定する必要がある。

強靱化の推進方針

①地域コミュニティの育成

- ・ 防災区民組織の母体であり、地域の自治活動を主体的に担っている町会・自治会への加入を促進し、地域の防災力向上へつなげるため、その活動について区の広報紙やホームページなどを活用し広く紹介していく。また、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等多様な主体の活動に対して助成を行い、新しい住民や若者、子育て世代などの自主活動を促すことで、それらを通じた地域の自治活動とのつながりにより、将来の担い手を発掘することをめざす。
- ・ 区及び防災関係機関は、地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等がネットワークを形成し、相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。また、被災直後から住民が避難することなどによって、空き巣などの犯罪が増えることを防止するため、町会・自治会等と連携した防犯パトロールの実施や、住民への犯罪等に関する注意喚起などの対策を講じる体制を整備する。

②雇用対策

- ・ 区は、雇用対策として、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、都に報告するとともに、状況によって都に臨時職業相談所の開設や巡回職業相談の実施を要請する体制づくりを進める。また、離職者の状況に応じて、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、早期就職に向けた相談や職業紹介などの支援を行う体制を構築する。
事業再開の支援としては、地元におけるきめ細かな情報収集を行い、都と協力して地元の要請に的確に答えていく等、都との連携強化を目指す。都では、事業再開の支援を進めるために、事業主に対する仮スペースの提供や、自力再建にむけた設備・運転資金等について関係金融機関へ準備を要請するとともに、事業主などに対して各種の融資制度の活用を促進する等、総合的な取組について検討していく。

③復興活動

- ・ 本格的な復興にむけて、立ち上がり期から迅速に復興活動を組織的・計画的に行うため、区で集約した被害状況に基づき、速やかに都市復興基本計画を策定するとともに、都市復興及び生活再建のための様々な施策に着手する体制づくりを推進する。復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めていく。
- ・ 国土調査法に基づく地籍調査を進め、土地境界等をあらかじめ明確にしておくことで、都市復興を迅速に進めていく。

脆弱性評価結果

①緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 東京都耐震改修促進計画において閉塞を防ぐべき道路として指定された緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により道路が封鎖される可能性があり、円滑な輸送機能を確保するためにも沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。また、歩道橋や橋りょうの損壊は、道路の通行不能や鉄道への影響が大きいため、定期的な損傷状況等の確認や補修、補強等による適切な維持管理が必要である。あわせて、区内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取り組むよう働きかける必要がある。

強靱化の推進方針

①緊急輸送道路等の耐震化

- ・ 緊急輸送道路の沿道建築物を対象に、アドバイザー派遣や耐震診断、補強設計、耐震改修工事等への補助を実施する。特に、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、都と連携し耐震化を促進していく。橋りょうについては、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画に基づき定期的に点検調査を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行う。

また、鉄道の震災対策を促進し復旧・復興を円滑に進めるため、鉄道事業者に対する働きかけを進め、鉄道駅や駅間施設などの耐震性向上を図り、鉄道の安全確保を一層推進する。各鉄道機関は、都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、施設の強化や防災設備の増強等の改良整備を推進するとともに、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、その結果に基づき、本復旧計画を立て実施する体制を整備する。

参 考 資 料

用 語 集

用語集

※「掲載箇所」の番号は、P10～P51のリスクシナリオの番号

	名称	意味	掲載箇所
あ行	新たな防火規制	東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制。建物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域について指定し、建物の耐火性能を強化する規制	1-(1) 7-(1)
	インフラ	インフラストラクチャーの略。都市における社会生活や経済活動を円滑に維持し、発展させるために基盤となる施設。道路・鉄道・港湾・上下水道、電気・ガス・通信などの施設をいう。	2-(5) 6-(2) 7-(1) 8-(4)
	延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。	7-(1)
	応急仮設住宅	災害のため住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図ることを目的として新たに建設する住宅や、既存の公共住宅や地方公共団体が借り上げる民間賃貸住宅	7-(4)
	応急危険度判定	被災後できる限り早い時期に、建築物の被災状況を調査し、当面の使用に当たっての危険性について判定するもの。実施主体は、民間住宅は区市町村、民間事業所は建築物の管理責任者、公共施設は管理責任者である国又は地方公共団体となる。判定は応急危険度判定員（防災ボランティア等）が行う。	7-(4)
か行	帰宅困難者	事業所や学校などに通勤、通学または買い物その他の理由により来店、もしくは来所する人のうち、大地震等の災害時に交通機関の運行が停止したことにより、徒歩で帰宅することが困難となり保護が必要となる人	1-(4) 2-(2) 4-(1) 8-(2)
	帰宅困難者一時滞在施設	駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを、帰宅が可能となるまでの間、一時的に受け入れるための施設	2-(2)
	業務継続マネジメント（BCM）	地震災害時に、事業継続計画（BCP）に基づいた対応ができるよう、計画の実効性を高めるため、訓練や研修を通じ、優先業務や執行体制の検証や見直しを行い、計画を継続的に改善していくもの。BCMは、Business Continuity Managementの略	3-(2)
	緊急速報メール	携帯電話事業者が無料で提供するサービスで、気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報、特別警報や、国及び地方公共団体が発信する災害・避難情報等を、回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一斉に配信するもの	1-(2) 1-(4) 3-(1) 4-(1) 7-(3)
	緊急輸送道路	特定緊急輸送道路と一般緊急輸送道路からなる。阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送などを円滑に行うための道路として、東京都地域防災計画に位置付けられた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路である。このうち、特定緊急輸送道路は、耐震化推進条例に基づき、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認める道路をいう。一般緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路をいう。	1-(1) 2-(4) 5-(1) 6-(2) 7-(2) 8-(4)

	名称	意味	掲載箇所
さ行	災害医療救護支援センター	地震等の大規模な災害が発生した場合に、医療救護活動を後方支援する拠点としての役割を担う。	2-(4)
	災害医療コーディネーター	東京都災害医療コーディネーターは、都が指定する医師からなり、都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う。新宿区災害医療コーディネーターは、発災直後から急性期までは、専門的見地から、医療従事者の配置調整や活動助言、傷病者の医療機関への受入れや医薬品配分などの調整を行う。	2-(4)
	災害拠点病院	災害時において主に重症者の収容・治療を行う病院を東京都災害拠点病院として都が指定している病院	2-(4)
	災害情報システム	各特別出張所に設置したデータ端末から入力した被害・措置等に関する情報をコンピュータで集計処理し、区本部の表示板に表示して災害対策の検討・審議に資するほか、各特別出張所に設置したデータ端末に伝達して情報の共有化を図るもの	1-(4)
	細街路	幅員4m未満の狭い道路。なお、細街路の拡幅整備とは、新宿区細街路拡幅整備条例に基づく事前協議等による細街路の拡幅整備のこと。	7-(1)
	サプライチェーン	製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称	5-(1)
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業	1-(1)
			7-(1)
	事業継続計画（BCP）	大規模地震が発生すると、区役所自体も被災し、人員や物資・ライフライン等の制約を受け、平常時の人員や執務環境で業務を行うことが難しくなることから、重要業務を中断させず、あるいは早急に復旧させることを目的に、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。BCPは、Business Continuity Planの略	2-(4)
			3-(2) 5-(1)
	事業所防災計画	東京都震災対策条例に基づき地震の被害を軽減するために事業所単位で作成する防災計画で、都内の事業者は、震災に備えての事前計画、震災時の活動計画及び施設再開までの復旧計画について定めることとされている。	2-(3) 5-(1) 6-(1)
	住家被害認定調査	区市町村職員により、被災地区分の住宅の被害の程度（全壊、半壊等）を認定するための調査。この調査結果に基づき、被災者に対して罹災証明書が発行される。	7-(4)
住宅・建築物安全ストック形成事業	社会資本整備総合交付金（地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援する国の交付金）の対象事業のうち、住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上、アスベスト対策等に資する事業をいう。	1-(1)	
消防水利	消防法に規定する消防に必要な水利施設として指定されたもので、消火栓や防火水槽等またはこれに類する施設	1-(1)	
		7-(1)	

	名称	意味	掲載箇所
さ行	新宿区耐震改修促進計画	住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目的として、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定した計画	1-(1)
	新宿ルール	「新宿駅周辺防災対策協議会」が2009年3月に策定した、新宿駅周辺地域の防災対策の基本原則。「①組織は組織で対応する、②地域が連携して対応する、③公的機関が地域を支える」の考え方を基本とし、本ルールに基づき、防災訓練、講習会、セミナー等により参加団体の防災力向上を図る。	2-(2)
	新宿ルール実践のための行動指針	「新宿駅周辺防災対策協議会」が2016年6月に策定した、震災時における地域の行動ルール。「できることを、できる人が、みんなでやる」をコンセプトとし、「むやみに移動しない、現地本部を中心に連携する、地域で傷病者に対応する」の基本ルールのもと、震災発生時の新宿駅周辺における、帰宅困難者や傷病者等の対応にあたる。	2-(2)
	スタンドパイプ	大規模な地震が発生したとき住民が活用できる消火資機材のひとつで、道路上にある消火栓や排水栓に差し込み、ホースをつなぎ消火を行うもの	7-(1)
た行	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物等の耐震化及び避難者、帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する国の補助事業（令和3年度新事業）をいう。	1-(1)
	地区計画	都市計画法に基づき一定の区域を対象に、建物の形態、公共施設の配置などを定め、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するための計画	1-(1) 7-(1)
	東京都災害情報システム（DIS）	風水害や地震等の災害時に、区市町村や防災関係機関等から各種情報を収集し、災害情報の集計・報告や都の災害対策活動に資するとともに、防災に必要な気象情報等を各機関に提供するシステム	4-(1)
	特定建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律に定められた、学校、病院、百貨店、事務所など多数の者が利用する建築物（住宅を除く）、一定規模以上の火薬類などの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	1-(1)
	都市開発諸制度	公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築基準法に定める形態規制を緩和することにより、市街地環境の向上に寄与する良好な都市開発の誘導を図る制度	2-(2)
	土砂災害警戒区域	土砂災害の恐れのある警戒区域。土砂災害防止法に基づき都が指定する。	1-(3)
な行	内水氾濫	河川の堤防から水が溢れなくても、河川へ排水する川や下水路の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できなくて引き起こされる氾濫	1-(2)
は行	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。新宿区では、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、がけ・擁壁ハザードマップなどを発行している。	1-(2)
			1-(3)

	名称	意味	掲載箇所
は行	被災度区分判定	応急危険度判定が実施された後などに震災建築物の復旧を目的として、建築物の所有者等が建築構造技術者等に依頼して実施するもの。震災建築物の、主に構造躯体に関する被災度を区分判定し、継続使用するための復旧の要否を判定するために実施	7-(4)
	福祉避難所 (二次避難所)	自宅や通常の避難所での生活が困難な高齢者や障害者等のために開設される避難所のことをいう。	2-(6)
	防災区民組織	地域住民の意思により、町会・自治会を母体として自発的に結成された組織。防災意識向上のための啓発を行うなど、地域の総合的な防災行動力を高める様々な活動を行う。	2-(3) 7-(1) 7-(4) 8-(3)
ま行	密集市街地総合 防災事業	密集市街地総合防災計画に従って行われる住宅等の整備、公共施設の整備等に関する事業及びこれらに附帯する事業（国の交付金事業）をいう。	1-(1)
	無電柱化	災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電線を地下に埋設することなどにより、電柱または電線の道路上への設置を抑えたり、道路上の電柱または電線を撤去したりすること。	6-(2) 7-(2)
	木造住宅密集地 域	木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、道路、公園等の公共施設等の整備が十分でないため、住環境の改善が必要な地域をいう。	1-(1) 2-(3) 7-(1)
や行	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする者（高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定）をいう。	2-(1) 2-(6) 4-(1) 7-(4)
ら行	ライフライン	都市生活や都市活動を支えるために不可欠な、水道、ガス、電気、通信等の供給処理施設や情報通信施設のこと。	2-(2) 2-(4) 2-(7) 3-(2) 6-(1)
	罹災証明書	区市町村が住家被害認定調査を行い、確認した被害程度（全壊、半壊等）について発行する証明書で、区市町村に交付が義務付けられている。義援金や税減免等の各種被災者支援の適用を受けるには、罹災証明書の交付を受けていることが必要	7-(4)

新宿区国土強靱化地域計画

＊

発行：新宿区危機管理担当部危機管理課
〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1
電話：03-3209-1111(代表)
FAX：03-3209-4069
ホームページ：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

＊

令和3年3月

印刷物作成番号

2020-12-2401

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部あたり441.8円(税込)かかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

